

新型コロナウイルス感染症による 「みなし入院」のご請求

診断年月日が**2022年9月26日～2023年5月7日**のお客さま

診断年月日が2022年9月25日以前のお客さまは裏面をご覧ください
(診断年月日が2023年5月8日以降のお客さまは「みなし入院」の取扱いはありません)

新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養をされた場合、保健所への発生届の対象となる以下の「4類型」の方に限り、診断年月日から7日間、入院したものとみなして取り扱います。

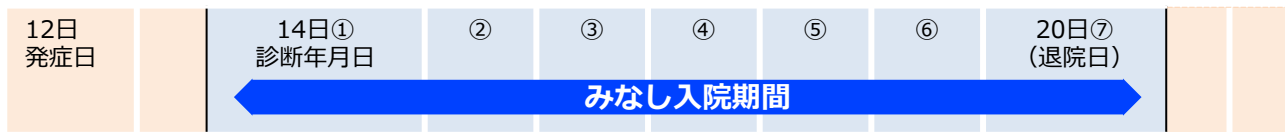
お支払いの対象となる「4類型」

- ◆ 65歳以上の方
- ◆ 入院を要する方
- ◆ 重症化リスクがあり、かつ
新型コロナウイルス治療薬の投与
または新たに酸素投与が必要と、医師
が判断する方
- ◆ 妊婦の方

〔新型コロナウイルス治療薬〕

名称	商品名
カシリビマブ・イムデビマブ	ロナプリーブ
ステロイド薬（デキサメタゾンなど）	デカドロンなど
ソトロビマブ	ゼビュディ
トシリズマブ	アクテムラ
ニルマトレルビル・リトナビル	パキロビッドパック
パリシチニブ	オルミエント
モルヌピラビル	ラゲブリオ
レムデシビル	ベクルリー

【みなし入院7日間の場合】 下図の事例では、14日～20日を入院したものとみなして取り扱います



※入院給付金のお支払いにあたっては、新型コロナウイルス感染症の診断年月日を入院日として取り扱います。
※みなし入院期間中に入院となった場合は、診断年月日から退院日まで入院したものと取り扱います。

ご準備いただく証明書類

- ☐ 「My HER-SYS」をご利用される場合
My HER-SYS療養証明（画面）

※ My HER-SYSをご利用いただける期間は、9月末までとなっています
早めの請求手続きをお願いします

- ☐ 「My HER-SYS」をご利用されない場合

※お手元の書類で請求手続き可能かご不明な場合は、
ご所属の団体保険窓口担当までお問い合わせください

以下の3項目がわかる書類

- ①被保険者氏名
- ②診断病名「新型コロナウイルス感染症」
- ③医師による診断年月日

※ お手元にある書類の組合せで、①～③を満たせば請求手続き可能です
【例】・医療機関発行の「診療明細書（新型コロナウイルス感染症の治療とわかるもの）」
・「PCR検査・抗原検査の陽性結果（市販の検査キットを除く）」
・「保健所等からの陽性診断確定メール」 など

入院を要する方

入院の
領収証など

重症化リスクがあり、
かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与
または新たに酸素投与が必要と、医師が
判断する方

診療明細書

妊婦の方

母子手帳など

▶ **新型コロナウイルス治療薬や酸素投与が行なわれた場合でも、保健所への発生届の対象でないときはお支払対象とはなりません**

【留意事項】

▶ 給付金の支払可否はご提出いただいた請求書や証明書類等により判断しますので、現段階でお支払いを確約するものではありません。

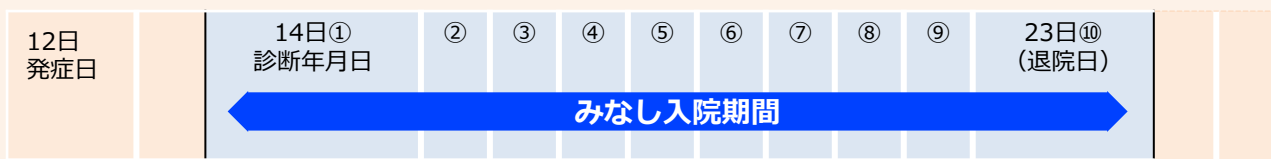
新型コロナウイルス感染症による 「みなし入院」のご請求

診断年月日が**2022年9月25日以前**のお客さま

診断年月日が2022年9月26日～2023年5月7日のお客さまは表面をご覧ください
(診断年月日が2023年5月8日以降のお客さまは「みなし入院」の取扱いはありません)

新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養をされた場合、原則、**診断年月日から10日間**、入院したものとみなして取り扱います。

【みなし入院10日間の場合】 下図の事例では、14日～23日を入院したものとみなして取り扱います



※入院給付金のお支払いにあたっては、新型コロナウイルス感染症の診断年月日を入院日として取り扱います。
※みなし入院期間中に入院となった場合は、診断年月日から退院日まで入院したものと取り扱います。

ご準備いただく証明書類

☐ 「My HER-SYS」をご利用される場合

My HER-SYS療養証明（画面）

※ My HER-SYSをご利用いただける期間は、9月末まで
となっています
早めの請求手続きをお願いします

☐ 「My HER-SYS」をご利用されない場合

以下の3項目がわかる書類をご準備ください

①被保険者氏名 ②診断病名「新型コロナウイルス感染症」 ③医師による診断年月日

※ お手元にある書類の組合せで、①～③を満たせば請求手続き可能です

【例】・医療機関発行の「診療明細書（新型コロナウイルス感染症の治療とわかるもの）」
・「PCR検査・抗原検査の陽性結果（市販の検査キットを除く）」
・「保健所等からの陽性診断確定メール」 など

《 お手元の書類で請求手続き可能かご不明な場合は、ご所属の団体保険窓口担当までお問い合わせください 》

▶ PCR検査等で陽性結果が出た場合でも、医師や保健所による診断年月日がないときはお支払対象とはなりません

【留意事項】

▶ 給付金の支払可否はご提出いただいた請求書や証明書類等により判断しますので、現段階でお支払いを確約するものではありません。

明治安田生命

本社 〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111（代表）
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田生命保険相互会社
公法人第一部（担当 小林 仲 杉本）

TEL 03-6259-0026